

教 県 第 1074 号  
令和 4 年 9 月 7 日

市町村教育委員会教育長 殿  
市町村立幼小中学校長 殿  
県 立 学 校 長 殿  
教 育 事 務 所 長 殿

沖縄県教育委員会教育長  
(公印省略)

教育相談（就学・進学・学びの場の変更）等の対応について（通知）

標記について、下記（別添）の関係資料を配布しますので、貴所管職員への周知方よろしくお願いいたします。

本件は、平成 25 年度及び令和 3 年度の文部科学事務次官通知及び文部科学省初等中等教育局長通知等の内容について、相談現場における活用に資するため、要点等をまとめたものです。

各機関におかれましては、幼児児童生徒や保護者のニーズに対応するため、適切な相談・判定・教育措置等の体制整備と対応に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、内容等の詳細につきましては、各関係通知文書を御確認ください。

記

- 1 <担当者用資料>教育相談（就学・進学・学びの場の変更）等の対応【通常校編】
- 2 <担当者用資料>教育相談（就学・進学・学びの場の変更）等の対応【特支校編】
- 3 <資料>特別支援学校、通常の学校（特学・通級）の障害の種類及び程度
- 4 <関係通知>各通知文書（抜粋）
- 5 <資料：判定・教育措置>義務教育に係る就学支援の判定と教育措置
- 6 <資料>小中学校における通級による指導及び特別支援学級の対応等

本件担当  
県立学校教育課 特別支援教育室  
TEL:098-866-2715

進路先	幼稚園（保育所・こども園）	小学校	中学校	高等学校
法令等	※小中学校を準用	①学校教育法の一部改正について（抄） （25文科初第655号H25.9.1 文部科学事務次官通知） ②障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について （25文科初第756号H25.10.4 文部科学省初等中等教育局長通知） ③「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について （3文科初第608号R3.6.30 文部科学省初等中等教育局長通知） ④「障害のある子供の教育支援と就学事務の手引き～市町村教育委員会の手続きについて～」（令和4年3月 沖縄県教育委員会）  ※学校教育法施行令第6条の3に該当する場合：転入学対象 ※学校教育法施行令第22条の3に該当する場合：本人・保護者の希望や市町村教委との確認を前提として、全ての児童生徒が入学・転入学対象		※小中学校を準用  ※合否は入学者選抜による判定
相談の視点	※幼児児童生徒の能力・特性・状況に応じた「多様な学びの場の柔軟な選択と変更」の選択肢を紹介 ・保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全日・定時・通信）の通常学級、合理的配慮の提供等、特別支援教育支援員による対応、小中高は通級による指導、小中は特別支援学級など ※転出予定者の継続的体験入学と転入予定者の継続的居住地校交流の推進 ※恒常的な保護者支援は福祉・保健行政等への引継と連携			
	通常学級	①集団の学び      ②合理的配慮の提供等      ③支援員対应有無		
	通級による指導 <通常学級在籍者>  (自校・巡回・他校)	①通級による指導の対应有無		
	特別支援学級	【障害の種類】 ①弱視 ②難聴 ③知的 ④肢体 ⑤虚弱 ⑥言語 ⑦自閉・情緒  ※主障害に応じた学級判定    ①合理的配慮の提供等    ※支援員対应有無		

進路先	特別支援学校				
	幼稚園	小学部	中学部	高等部	高支等
校種・部門	【5校種・5教育部門】 ①視覚 ②聴覚 ③知的 ④肢体 ⑤病弱				知的
障害の程度	中度・重度				軽度
法令等	<p>①学校教育法施行令第22条の3に該当し、かつ、本人・保護者が希望する幼児児童生徒が入学・転入学・志願対象</p>				
	<p>※小中学部を準用</p> <p>※入学決定は入学者選抜による判定</p>	<p>②学校教育法の一部改正について(抄) (25文科初第655号H25.9.1 文部科学事務次官通知)</p> <p>③障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について (25文科初第756号H25.10.4 文部科学省初等中等教育局長通知)</p> <p>④「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」について (3文科初第608号R3.6.30 文部科学省初等中等教育局長通知)</p> <p>⑤「障害のある子供の教育支援と就学事務の手引き～市町村教育委員会の手続きについて～」 (令和4年3月 沖縄県教育委員会)</p>		<p>※小中学部を準用</p> <p>※合否は入学者選抜による判定</p>	
相談の視点	<p>①学校教育法施行令第22条の3に該当（療育手帳、身体障害者手帳、（※未所持の場合のみ専門医の診断書）など）するか等の適正な確認</p> <p>②かつ、幼児児童生徒本人・保護者が入学・転入学・志願等を希望しているか等の丁寧な確認</p> <p>※学校教育法施行令第22条の3に該当しない又は該当するが多様な学びを希望する及び学校教育法施行令第6条の3により転出を希望する幼児児童生徒・保護者への「多様な学びの場の柔軟な選択と変更」の選択肢を紹介</p> <p>※幼児児童生徒の能力・特性・状況に応じた「多様な学びの場の柔軟な選択と変更」の選択肢 ・保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校（全日・定時・通信）の通常学級、合理的配慮の提供等、特別支援教育支援員による対応、小中高は通級による指導、小中は特別支援学級、高支（知的）など</p> <p>※特別支援学校のセンター的機能（学校教育法第74条：幼小中高の要請に応じて助言又は援助）によるインクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の推進</p> <p>※転入予定者の継続的体験入学と転出予定者の継続的居住地校交流の推進 ※恒常的な保護者支援は福祉・保健行政等への引継と連携</p>				

○「特別支援学校の障害の程度」については、「学校教育法施行令第22条の3」による。  
 ○「特別支援学級及び通級による指導の障害の種類及び程度」については、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について25文科初第756号平成25年10月4日文科科学省初等中等教育局長通知」による。

障害	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	通常の学校	
		特別支援学級 (学校教育法第81条②)	通級による指導 (学校教育法施行規則第140条)
視覚障害 (弱視)	【視覚障害特別支援学校】 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視特別支援学級】 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害 (難聴)	【聴覚障害特別支援学校】 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴特別支援学級】 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	【知的障害特別支援学校】 一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	【知的障害特別支援学級】 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由	【肢体不自由特別支援学校】 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	【肢体不自由特別支援学級】 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
身体虚弱 (身体虚弱)	【病弱特別支援学校】(含:身体虚弱者) 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	【身体虚弱特別支援学級】(含:病弱者) 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害		【言語障害特別支援学級】 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症		【自閉症・情緒障害特別支援学級】 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
多動性障害 注意欠陥			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

## <関係通知>

学校教育法施行令の一部改正について(抄)(25文科初第655号H25.9.1 文部科学事務次官通知)(抜粋)

### 第1 改正の趣旨

今回の学校教育法施行令の改正は、平成24年7月に公表された中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(以下「報告」という。)において、「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

なお、報告においては、「その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」との指摘がなされており、この点は、改正令における基本的な前提として位置付けられるものであること。

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について

(25文科初第756号H25.10.4 文部科学省初等中等教育局長通知)(抜粋)

### 第1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

#### 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

##### (1) 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

##### (2) 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手続等についての十分な情報の提供を行うこと。

##### (3) 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第18条の2に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

義務教育に係る就学支援の判定と教育措置

- 1 判定とは別に教育措置は、矢印の対応はあるがそれ以外の対応は認められていない。
  - 2 判定は必ず主障害で行う。副障害(付随する障害等)での判定や教育措置は行わない。
  - 3 判定と教育措置は原則同一だが、本人や保護者の意見、設置認可状況等により異なる場合がある。
  - 4 判定と教育措置が異なる場合でも、主障害を遵守した対応を行う。
  - 5 判定とは別に教育措置は、本人や保護者の意見を最大限尊重して決定し、合理的配慮を行う。
  - 6 教育措置後に、学びの場の柔軟な変更を見据えた実情が生じた場合は、慎重かつ適切に対応する。
  - 7 通級による指導において、主障害が知的障害の場合は該当しないので留意する。
  - 8 適応指導教室や日本語教室等が主対象の児童生徒は該当しないので留意する。
- ※ 不明な点は、教育庁県立学校教育課に照会する。

判定	教育措置																			
① 通常学級	① 通常学級																			
② 通級による指導 <通常学級在籍者> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>視覚</td></tr> <tr><td>聴覚</td></tr> <tr><td>肢体</td></tr> <tr><td>虚弱</td></tr> <tr><td>言語</td></tr> <tr><td>自閉</td></tr> <tr><td>情緒</td></tr> <tr><td>LD</td></tr> <tr><td>ADHD</td></tr> </table>	視覚	聴覚	肢体	虚弱	言語	自閉	情緒	LD	ADHD	② 通級による指導 <通常学級在級者> (自校・巡回・他校) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>視覚</td></tr> <tr><td>聴覚</td></tr> <tr><td>肢体</td></tr> <tr><td>虚弱</td></tr> <tr><td>言語</td></tr> <tr><td>自閉</td></tr> <tr><td>情緒</td></tr> <tr><td>LD</td></tr> <tr><td>ADHD</td></tr> </table>		視覚	聴覚	肢体	虚弱	言語	自閉	情緒	LD	ADHD
視覚																				
聴覚																				
肢体																				
虚弱																				
言語																				
自閉																				
情緒																				
LD																				
ADHD																				
視覚																				
聴覚																				
肢体																				
虚弱																				
言語																				
自閉																				
情緒																				
LD																				
ADHD																				
③ 特別支援学級 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>視覚</td></tr> <tr><td>聴覚</td></tr> <tr><td>知的</td></tr> <tr><td>肢体</td></tr> <tr><td>虚弱</td></tr> <tr><td>言語</td></tr> <tr><td>自閉・情緒</td></tr> </table>	視覚	聴覚	知的	肢体	虚弱	言語	自閉・情緒	③ 特別支援学級 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>視覚</td></tr> <tr><td>聴覚</td></tr> <tr><td>知的</td></tr> <tr><td>肢体</td></tr> <tr><td>虚弱</td></tr> <tr><td>言語</td></tr> <tr><td>自閉・情緒</td></tr> </table>		視覚	聴覚	知的	肢体	虚弱	言語	自閉・情緒				
視覚																				
聴覚																				
知的																				
肢体																				
虚弱																				
言語																				
自閉・情緒																				
視覚																				
聴覚																				
知的																				
肢体																				
虚弱																				
言語																				
自閉・情緒																				
④ 特別支援学校 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>視覚</td></tr> <tr><td>聴覚</td></tr> <tr><td>知的</td></tr> <tr><td>肢体</td></tr> <tr><td>病弱</td></tr> </table>	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	④ 特別支援学校 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>視覚</td></tr> <tr><td>聴覚</td></tr> <tr><td>知的</td></tr> <tr><td>肢体</td></tr> <tr><td>病弱</td></tr> </table>		視覚	聴覚	知的	肢体	病弱								
視覚																				
聴覚																				
知的																				
肢体																				
病弱																				
視覚																				
聴覚																				
知的																				
肢体																				
病弱																				

学級種別等 (学びの場)	通常学級	特別支援学級	補足説明	義務教育終了後の進路	
	通級による指導 (自校・巡回・他校)			障害の種類	基本的な進学先
	①弱視 ②難聴 ③肢体 ④身体虚弱(病弱) ⑤言語 ⑥自閉 ⑦情緒 ⑧LD ⑨ADHD	①弱視 ②難聴 ③知的 ④肢体 ⑤身体虚弱(病弱) ⑥言語 ⑦自閉・情緒	①通級による指導は知的のみ対象外。 ②原則として主障害に応じて判定・措置する。 ③二以上の障害を合わせ有する場合は、診断された主障害を確認して判定・措置する。	①弱視 → ①高校・特支(視覚) ②難聴 → ②高校・特支(聴覚) ③知的 → ③高校・特支(知的) ④肢体 → ④高校・特支(肢体) ⑤身体虚弱(病弱) → ⑤高校・特支(病弱) ⑥言語 → ⑥高校 ⑦自閉・情緒 → ⑦高校 ⑧LD → ⑧高校 ⑨ADHD → ⑨高校	
教育課程 (学びの保障)	各在学校種(小学校又は中学校)の教育課程		・高校受験など生徒の希望と柔軟な進路選択肢を保障するため、知的特別支援学級も含め、各在学校種(小学校又は中学校)の教育課程を実施し評定する。		
	基本的に自立活動を行う		・通級による指導は、基本的に自立活動を取り扱う。		
		※知的教育課程実施の特例	※生徒の状況等を考慮し、真に必要な場合に限って、知的教育を取り扱う特別支援学校の教育課程を実施することができる。		